

江戸川区介護職員等宿舍借り上げ支援事業 Q&A

共通

| | |
|----|--|
| Q1 | どのような事業所が対象ですか？ |
| A1 | 江戸川区内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス※を実施する事業所になります。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス |
| Q2 | 申請区分とはどのような区分ですか？ |
| A2 | 令和4年度より要件を拡充し、下記の3つの申請区分となりました。 （1）福祉避難所 （2）災害時協定締結事業所 （3）その他事業所 |
| Q3 | 対象事業所に勤務する職員であれば、誰でも助成対象者になりますか？ |
| A3 | 助成対象となる対象職種は、介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員および計画作成担当者です。なお、福祉避難所および災害時協定締結事業所では、災害対策上の業務に従事する者であることも要件となります。 また、法人の役員である場合は、助成対象になりません。 |
| Q4 | 非常勤職員も対象となりますか？ |
| A4 | 非常勤職員でも、常勤職員に準じた就労形態※であれば対象となります。また、福祉避難所として申請する場合は、災害対策上の業務に従事する者であることも要件となります。 ※ 当該事業所の常勤職員一月当たり総勤務時間数の5割以上が目安となります。 |
| Q5 | 補助対象入居者に住居手当を支給している場合はどうなりますか？ |
| A5 | 住居手当を支給している場合は、対象外です。借り上げ宿舍への入居中は、住居手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。 なお、給与規定で住居手当が支給される場合は、不支給について確認できる書類の提出が必要です。 |
| Q6 | 単身者のみを対象としていますか？ |
| A6 | 単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。 ただし、同一世帯の世帯員が住居手当を受給している場合は、助成対象外となります。 |
| Q7 | 借り上げ宿舍に入居していた職員が助成対象外の職種に変更となった場合や、対象職員が入居中に助成対象外の事業所に人事異動となった場合はどうなりますか？ |
| A7 | 対象外の職種や事業所に変更（異動）となった場合、助成の対象から外れます。 同じ宿舍で継続して助成を受けようとする場合は、入居者の変更を行う必要があります。 また、助成対象となる別の宿舍がある場合は、宿舍の変更を行うこともできます。 |

| | |
|-----|---|
| Q8 | 助成対象期間中に対象入居者の変更を行った場合でも、引き続き助成対象として認められますか？ |
| A8 | 退職等の事由により入居者が変更となった場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は当初に助成対象と認められた月を起点として4年（48月）までとなります。 |
| Q9 | 当施設には介護職員が7名います。7戸分の助成金が受給できますか？ |
| A9 | できません。1事業所当たり4戸までとなります。 |
| Q10 | 戸建て住宅を借り上げ、介護職員3名が居住していますが、この場合3戸分の助成金が受給できますか？ |
| A10 | できません。入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の助成となります。 |
| Q11 | 単身赴任のため、借り上げ宿舎に住所変更等の届出（転入届等）をしていませんが、届出をしなければなりませんか？ |
| A11 | 住民票によって入居の確認がとれるものに限り助成対象となりますので、借り上げ宿舎の住所地に、すみやかに住所変更等の届出をしてください。 |
| Q12 | 同法人の福祉避難所に指定されている地域密着型通所介護事業所と訪問介護事業所に兼務している介護職員は、対象となりますか？ |
| A12 | 主たる勤務先が福祉避難所に指定されている事業所で、当該職員が助成対象職種として配置されており、災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。 |
| Q13 | 借り上げ宿舎に居住している職員が産休・育休をとった場合はどうなりますか？ |
| A13 | 介護人材の確保を目的としていること、災害上の業務に従事する職員であることを要件としていますので、休職・休業が1ヵ月以上の長期にわたる場合は、対象外です。また、同様の理由から長期にわたる病欠等の職員も対象外となります。 |
| Q14 | 1戸当たり月額82,000円までとは、助成金が82,000円出るのですか？ |
| A14 | 当該年度に対象法人が支出した経費(助成対象経費)が助成対象となりますが、助成対象経費と助成基準額(1戸当たり月82,000円)を比較し、少ない方の額に8分の7または2分の1を乗じた金額を助成します。助成対象経費より助成額を差し引いた額が法人負担額となります。 |

| | |
|-----|---|
| Q15 | 一括で支払っている礼金等は助成金申請時にどのように計算しますか？ |
| A15 | <p>当該年度に一括で支払った礼金等については、当該年度内の助成対象の月数で礼金等を除した額を助成対象の各月に振り分けます。</p> <p>【例1】助成期間開始の月が9月で、8月に礼金180,000円を支払った場合 180,000円を当該年度内の助成対象月数（9月～3月の7か月）で除した額 25,714円（小数点以下切り捨て）を各月の助成対象経費に加えます。</p> <p>【例2】助成期間が一年間で、10月に更新料180,000円を支払った場合 180,000円を当該年度内の助成対象月数（4月～3月の12か月）で除した額 15,000円を各月の助成対象経費に加えます。</p> |
| Q16 | 助成対象期間中に借り上げ宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象として認められますか？ |
| A16 | <p>契約更新ができない等の事由により借り上げ宿舎を変更した場合でも、引き続き助成対象となります。</p> <p>ただし、助成対象期間は当初に助成対象と認められた月を起点として4年（48月）までとなります。</p> |
| Q17 | 助成期間の開始日と終了日はいつになりますか？ |
| A17 | <p>助成期間開始日は、次の日付のうち一番遅い日以降となります。終了日は、当該年度末日（3月31日）となります。</p> <p>①対象入居者の採用日 ②賃貸借契約期間の開始日 ③住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等）</p> <p>なお、前年度より継続している宿舎の助成期間開始日は、当該年度初日（4月1日）となります。</p> |
| Q18 | 助成対象期間中に転居し、転居先も借り上げ宿舎としていますが、引き続き助成対象となりますか？ |
| A18 | <p>対象となります。ただし、助成対象期間は当初に助成対象と認められた月を起点として4年（48月）までとなります。</p> |
| Q19 | 借り上げた宿舎から助成対象者が退去し、次の対象者が入居するまでの3ヶ月間、空室期間が発生しました。この空室期間は助成対象期間に含まれますか？ |
| A19 | <p>含まれます。なお、入居者がいない状況であるため、その間の助成金は交付されません。</p> |
| Q20 | 令和4年4月分の賃料は令和4年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度（令和4年度）の助成金の対象となりますか？ |
| A20 | <p>対象となります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）で支払った場合も、助成対象とします。</p> <p>ただし、証拠書類には本年度の経費であることが明記されていることが必要です。</p> <p>なお、礼金の扱いについても同様です。</p> |

| | |
|-----|--|
| Q21 | 月の途中で賃貸借契約を結びましたが、助成額はどのようになりますか？ |
| A21 | 実際に支払った額と日割り計算された額※の少ない方と、助成基準額(1戸当たり月82,000円)を比較し、少ない方の額に8分の7または2分の1を乗じた金額を助成します。 ※ 日割り計算：月額賃料をその月の日数で除して日額(小数点以下切り捨て)を求め、その日額に実際の入居日数を乗じます。必ず記入例を読んで算出してください。 |
| Q22 | 入居していた職員が3月途中で退職し宿舎から退去するため、賃貸借契約を解除しました。3月分の賃料は日割りで支払いますが、その場合の助成額はどのようになりますか？ |
| A22 | 実際に支払った額と日割り計算された額の少ない方と、助成基準額を比較し、少ない方の額に8分の7または2分の1を乗じた金額を助成します。 |
| Q23 | 入居していた職員が3月途中で退職し宿舎から退去しましたが、宿舎はそのまま借り上げているため、賃料が引き続き発生します。その場合の助成額はどのようになりますか？ |
| A23 | 職員が入居していることが要件ですので、退職した日の翌日からは助成対象外となります。3月分は日割りとなり、入居していた日数分の日割り計算された額と助成基準額を比較し少ない方の額に8分の7または2分の1を乗じた金額を助成します。 |
| Q24 | 入居者も賃料を一部負担することになりますが、賃料の全額が助成対象経費となるのですか？ |
| A24 | 入居者負担分を除いた額が助成対象経費となります。 |
| Q25 | 借り上げ宿舎の賃料以外に助成対象となる経費はありますか？ |
| A25 | 共益費(管理費)、礼金及び更新料が対象となります。 なお、敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料等は対象外です。 (共益費及び管理費は別の文言で表現されることがあります。対象の可否について不明な場合には個別にご相談ください。) |
| Q26 | 賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？ |
| A26 | お見込みのとおりです。 職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、対象外となります。 |

| | |
|---------------------------|--|
| Q27 | 提出する住民票に必要な記載事項は何ですか？ |
| A27 | 借り上げ宿舎に入居していることを住民票により確認しますので、氏名・生年月日・性別・住所・住所を定めた日（転入日等）が記載されている本人のみの住民票（個人票・世帯一部等）を取得してください。 ただし、個人番号（マイナンバー）、住民票コード（住基ネットの番号）、本籍地、筆頭者の記載がないものをご用意ください。これらの記載があるものは受け付けできません。 なお、補助対象入居者が区内に住所を有し、個人情報利用に係る同意書（第3号様式）を提出した場合は住民票の提出を省略することができます。 |
| Q28 | 助成金対象になった場合、借り上げ宿舎に居住する介護職員の所得税はどうなりますか？ |
| A28 | 介護職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが異なりますので、税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。 |
| Q29 | 当法人では地域密着型サービス事業所を区内で2か所運営しています。事業所所在地はそれぞれ異なります。1か所は福祉避難所の指定を受けており、もう1か所は特に指定を受けておりません。2つの事業所について、福祉避難所およびその他事業所それぞれの助成を受けたいと考えていますが、可能でしょうか？ |
| A29 | 事業所がそれぞれ異なる所在地にある場合は、事業所ごとに助成を受けることができます。 |
| Q30 | 所在地の異なる複数の事業所で申請を考えています。この場合、提出する申請書類はひとつでいいですか？ |
| A30 | 申請書類は申請区分（福祉避難所・その他事業所）ごとに作成し、法人でとりまとめて提出してください。 |
| 福祉避難所および災害時協定締結事業所 | |
| Q31 | 災害対策上の業務に従事する者とは、法人と災害時対応協定等を結んでいる必要がありますか？ |
| A31 | 補助対象入居者と締結する宿舎に係る使用契約書で、災害対策上の業務に従事することを明記してください。申請時に写しを提出していただきます。 |
| Q32 | 福祉避難所と災害時協定締結事業所とはどのようなものでしょうか？ |
| A32 | 福祉避難所とは、災害時に江戸川区からの要請により高齢者等の要配慮者等避難所での生活が困難な避難者を受け入れる避難所として区と災害時協力協定を締結している事業所のことをいいます。 なお、福祉避難所としての災害時協力協定の締結には、事業所の建物が新耐震基準を満たしている必要があります。 災害時協定締結事業所とは、災害時に「利用者の安否確認」と「避難所等での介護サービスの提供」の両方を行うこととする旨を定めている災害時協力協定を江戸川区と締結している事業所のことをいいます。 福祉避難所および災害時協力協定に係るご質問については、江戸川区危機管理部防災危機管理課計画係（03-5662-1992）へお問い合わせください。 |

| | |
|---------------|---|
| Q33 | 町会、地域の自治会と災害時の支援協定を締結しています。この場合、災害時協定締結事業所として申請できますか？ |
| A33 | 申請できません。江戸川区と締結している災害時協力協定が対象となります。ただし、その他事業所として申請することができます。 |
| Q34 | 令和4年9月1日に福祉避難所の指定を受ける予定です。4月から8月までの分を「その他事業所」、9月分以降を「福祉避難所」とし、両方の申請区分により申請することはできますか？ |
| A34 | 申請できません。当該年度中は、1つの事業所につき1つの申請区分での申請となります。上記の例ではどちらかの申請区分を選択し、申請を行ってください。ただし、「福祉避難所」として申請を行う場合は、指定を受けた9月分以降についてのみ申請してください。 |
| Q35 | 現在災害時協力協定の締結に向けて手続きをしている途中ですが、こちらの助成を受けたいので申請は可能でしょうか。 |
| A35 | 申請できません。申請時点で災害時協力協定を締結している必要があります。災害時協力協定の締結には時間がかかりますので、申請をお考えの場合はお早めに江戸川区危機管理部防災危機管理課計画係（03-5662-1992）へご相談ください。 |
| Q36 | 借り上げ宿舎の所在地が江戸川区外ですが、対象となりますか。 |
| A36 | 宿舎が事業所の半径10キロメートル圏内（直線距離）であれば、区外であっても対象となります。災害時の対応を目的としているため、緊急時に徒歩等で通勤可能な距離で想定しています。 |
| その他事業所 | |
| Q37 | 借り上げ宿舎の所在地が江戸川区外ですが、対象となりますか。 |
| A37 | 対象となります。その他事業所は災害要件がないため、宿舎の所在地について制限はありません。 |

